

第 166 回価格審査委員会議事要旨

開催日時、場所	平成 29 年 8 月 17 日（木）午前 10 時 00 分～11 時 45 分 経済調査会会議室
出席委員	朝堀泰明、小路直彦、鈴木準、野口貴文（委員長）（五十音順）

審議事項及び委員意見・質問	経済調査会説明・審議結果																														
<p>1. 前回議事概要の確認</p> <p>2. 「積算資料」9月号土木系資材の価格変動の妥当性について</p>	<p>・ 前回議事概要案が承認された。</p> <p>・ 審査対象資材のうち、9月号で掲載価格に変動が生じる土木系資材、都市について需給、市況動向及び価格判定内容を説明した。その大要は次のとおりで、質疑及び審議の結果、了承された。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 30%;"><品目></th> <th style="text-align: center; width: 20%;">[地区]</th> <th style="text-align: center; width: 50%;">(理由)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">【上伸した資材】</td> </tr> <tr> <td>異形棒鋼</td> <td>北海道、東北、関東、新潟</td> <td>製品市況の強含み見通しを受け、当面必要な棒鋼を確保する動きが広まる。東日本を中心に安値が払拭され市況は上伸。</td> </tr> <tr> <td>鉄屑</td> <td>全国</td> <td>夏場を迎え、市中発生量が落ち込むなか需給はひっ迫。ヤード買い入れ価格の引き上げに伴い、上伸。</td> </tr> <tr> <td>生コンクリート</td> <td>東京、埼玉、静岡</td> <td>東京地区は大型案件を抱えた需要家側が値上げの一部を受け入れ、上伸。埼玉および静岡地区は協組結束力の強化に伴い、打ち出していた値上げの一部が浸透し、上伸。</td> </tr> <tr> <td>コンクリート用砂 クラッシュラン コンクリート用砕石</td> <td>滋賀</td> <td>大津市周辺の民間物件を中心とした旺盛な需要を背景に、昨年10月以降に打ち出していた値上げの一部が浸透し、上伸。</td> </tr> <tr> <td>軽油</td> <td>全国</td> <td>元売り会社は原油価格の上昇と為替相場の円安を卸価格に反映。これらを背景に、業者間の取引価格は小幅に上伸。</td> </tr> <tr> <td>自由勾配側溝</td> <td>青森</td> <td>生産コスト、輸送コスト等の上昇を背景にメーカー側が値上げを打ち出す。ねばり強い価格交渉により市況は上伸。</td> </tr> <tr> <td>ヒューム管外圧管 B型1種</td> <td>北海道、関東</td> <td>北海道地区ではメーカー側の生産体制縮小により需給バランスが改善。値上げの一部が浸透し、上伸。関東地区では共販体制を敷く協組の打ち出した値上げが浸透し、上伸。</td> </tr> <tr> <td>ネットフェンス</td> <td>全国</td> <td>生産コスト、輸送コスト等の上昇を背景にメーカーが4月以降の出荷分より実施した値上げが浸透し、上伸。</td> </tr> </tbody> </table>	<品目>	[地区]	(理由)	【上伸した資材】			異形棒鋼	北海道、東北、関東、新潟	製品市況の強含み見通しを受け、当面必要な棒鋼を確保する動きが広まる。東日本を中心に安値が払拭され市況は上伸。	鉄屑	全国	夏場を迎え、市中発生量が落ち込むなか需給はひっ迫。ヤード買い入れ価格の引き上げに伴い、上伸。	生コンクリート	東京、埼玉、静岡	東京地区は大型案件を抱えた需要家側が値上げの一部を受け入れ、上伸。埼玉および静岡地区は協組結束力の強化に伴い、打ち出していた値上げの一部が浸透し、上伸。	コンクリート用砂 クラッシュラン コンクリート用砕石	滋賀	大津市周辺の民間物件を中心とした旺盛な需要を背景に、昨年10月以降に打ち出していた値上げの一部が浸透し、上伸。	軽油	全国	元売り会社は原油価格の上昇と為替相場の円安を卸価格に反映。これらを背景に、業者間の取引価格は小幅に上伸。	自由勾配側溝	青森	生産コスト、輸送コスト等の上昇を背景にメーカー側が値上げを打ち出す。ねばり強い価格交渉により市況は上伸。	ヒューム管外圧管 B型1種	北海道、関東	北海道地区ではメーカー側の生産体制縮小により需給バランスが改善。値上げの一部が浸透し、上伸。関東地区では共販体制を敷く協組の打ち出した値上げが浸透し、上伸。	ネットフェンス	全国	生産コスト、輸送コスト等の上昇を背景にメーカーが4月以降の出荷分より実施した値上げが浸透し、上伸。
<品目>	[地区]	(理由)																													
【上伸した資材】																															
異形棒鋼	北海道、東北、関東、新潟	製品市況の強含み見通しを受け、当面必要な棒鋼を確保する動きが広まる。東日本を中心に安値が払拭され市況は上伸。																													
鉄屑	全国	夏場を迎え、市中発生量が落ち込むなか需給はひっ迫。ヤード買い入れ価格の引き上げに伴い、上伸。																													
生コンクリート	東京、埼玉、静岡	東京地区は大型案件を抱えた需要家側が値上げの一部を受け入れ、上伸。埼玉および静岡地区は協組結束力の強化に伴い、打ち出していた値上げの一部が浸透し、上伸。																													
コンクリート用砂 クラッシュラン コンクリート用砕石	滋賀	大津市周辺の民間物件を中心とした旺盛な需要を背景に、昨年10月以降に打ち出していた値上げの一部が浸透し、上伸。																													
軽油	全国	元売り会社は原油価格の上昇と為替相場の円安を卸価格に反映。これらを背景に、業者間の取引価格は小幅に上伸。																													
自由勾配側溝	青森	生産コスト、輸送コスト等の上昇を背景にメーカー側が値上げを打ち出す。ねばり強い価格交渉により市況は上伸。																													
ヒューム管外圧管 B型1種	北海道、関東	北海道地区ではメーカー側の生産体制縮小により需給バランスが改善。値上げの一部が浸透し、上伸。関東地区では共販体制を敷く協組の打ち出した値上げが浸透し、上伸。																													
ネットフェンス	全国	生産コスト、輸送コスト等の上昇を背景にメーカーが4月以降の出荷分より実施した値上げが浸透し、上伸。																													

審議事項及び委員意見・質問	経済調査会説明・審議結果									
<p>○資材の輸送に従事する運転手に何か特殊性はあるか。</p> <p>○輸送コスト上昇の背景として、運転手不足があげられているが、地域による差はあるか。</p> <p>○運転手不足と資材価格の上昇との関連性はどの程度あるか。</p> <p>○東京地区の生コンクリートについて、五輪需要の本格化等を背景に需要家側が値上げの一部を受け入れたとのことであるが、元下間の請負契約が済んでいるはずのこの時期に値上げに踏み切る理由は何か。</p> <p>○着工の遅れが生コン業者の休日稼働を求めることとなり、それが価格引き上げを受け入れる条件となっている。当初予定通りの着工であれば、そのような状況にはならなかったと考えられるか。</p> <p>3. 「積算資料」9月号建築系資材の価格変動の妥当性について</p> <p>○産地における伐採税増税の背景と、その意味するところは何か。</p> <p>○型枠用合板が市況変動を繰り返すなか、構造用合板の価格がジリジリと上伸している。今後、価格の逆転はあり得るか。</p> <p>4. その他 (1) 次回開催予定</p>	<p>・資格としては大型自動車免許であり、特殊性はない。アジテータ車の場合、その操作が加わる程度である。</p> <p>・地域による差は特になく、全国的な傾向といえる。</p> <p>・建設業全体に言えることであるが、まず若年入職者が少なく高齢者が中心になってしまっており、その高齢者の退職にともなって人手不足に陥っているという現実がある。また大型自動車運転手の場合、他の業界との取り合いという要素も加わってくる。運転手の賃金を引き上げること、あるいは備車料金を引き上げるとは、人手不足の根本的な解決にはならないが、運転手を確保するための目先の対応としては当然の行為であり、資材価格の上昇との関連性は高いといえる。</p> <p>・現在、生コン業者は最大需要をカバーできる人的体制にはなっていない。五輪関連の生コン需要について、年末から年度末にかけてピークが来ると予想されるなかで、アジテータ車の運転手確保が当面の課題であるとする生コン業者は多い。運搬コストの上昇が確実視されるなか、本格着工が始まるこのタイミングで打ち出していた値上げのうち、とりきれていなかった分の値上げを達成しておきたい、という考えが浸透した結果ととらえている。</p> <p>・当初予定通りの着工であれば、値上げが受け入れられなかった可能性はあるが、仮定の話であり不明である。東京地区の生コンクリートについては、着工の遅れというひずみが生コン価格の上昇に影響をあたえる要因のひとつであったということ。</p> <p>・審査対象資材のうち、9月号で掲載価格に変動が生じる建築系資材、都市について需給、市況動向及び価格判定内容を説明した。その大要は次のとおりで、質疑及び審議の結果、了承された。</p> <table border="1" data-bbox="638 1288 1473 1556"> <thead> <tr> <th data-bbox="638 1288 798 1332"><品目></th> <th data-bbox="798 1288 1037 1332">[地区]</th> <th data-bbox="1037 1288 1473 1332">(理由)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="638 1344 798 1377">【上伸した資材】</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="638 1377 798 1411">型枠用合板</td> <td data-bbox="798 1377 1037 1411">全国</td> <td data-bbox="1037 1377 1473 1556">産地側の深刻な原木不足によりメーカーの生産量が伸び悩む。出荷の遅れも手伝い品薄感が強まるなか、製品価格の市況は上伸。</td> </tr> </tbody> </table> <p>・伐採税増税の背景には、産地の州知事の交代で、不法伐採に対する問題意識が高まっていることがあげられる。同時に、現地の環境破壊対策と税収増がねらいであるといわれている。伐採税は7月から転嫁されることとなっており、今後も市況の上伸が進む可能性はある。</p> <p>・用途が異なるので評価は難しいが、一般的に「構造用合板の価格は型枠用合板の価格の▲〇〇円」という相場観があるので、先々、価格が逆転することは考えにくい。</p> <p>・平成29年9月15日(金)10時~12時と決定。</p> <p style="text-align: right;">(以 上)</p>	<品目>	[地区]	(理由)	【上伸した資材】			型枠用合板	全国	産地側の深刻な原木不足によりメーカーの生産量が伸び悩む。出荷の遅れも手伝い品薄感が強まるなか、製品価格の市況は上伸。
<品目>	[地区]	(理由)								
【上伸した資材】										
型枠用合板	全国	産地側の深刻な原木不足によりメーカーの生産量が伸び悩む。出荷の遅れも手伝い品薄感が強まるなか、製品価格の市況は上伸。								

価格審査委員会規約

(目的)

第 1 条 一般財団法人 経済調査会が実施する資材価格及び工事費(以下「資材価格等」という。)の調査結果について、その妥当性を高め調査の信頼性を向上させることを目的として、第三者による価格審査委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

(委員会の事務)

第 2 条 委員会は、理事長の委嘱に基づき、次の事務を行う。

- 一 資材価格等(定期刊行物に掲載するものに限る。以下同じ。)の調査結果の妥当性について審査すること。審査は公共工事において重要度の高い品目、工事費を選定して行うものとする。
- 二 その他資材価格等の調査に関して必要と認められる事項について審議すること。

(委員会の委員及び任期)

- 第 3 条 委員は、公正中立の立場で審査を適切に行うことのできる学識経験等を有する者のうちから、理事長が委嘱する。
- 2 委員会は、委員 8 人以内で組織する。
 - 3 委員の任期は、2 年とする。ただし再任を妨げない。また、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 委員は、非常勤とする。

(委員長)

- 第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 2 委員長は、委員会を代表する。
 - 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、原則として毎月 1 回開催する。

(審査の報告・助言)

第 6 条 委員会は、第 2 条により審査の対象となった事項に関し、必要に応じて理事長に対し審査結果の報告または助言を行う。

(意見等の聴取)

第 7 条 委員会は、第 2 条の事務を行うにあたり、必要に応じて委員以外の者から意見等を聴取することができる。

(秘密を守る義務)

第 8 条 委員は第 2 条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(事務局)

第 9 条 委員会の事務局は、一般財団法人 経済調査会 調査監理部審査室に置く。なお事務局は価格動向、価格変動理由、他調査機関の調査結果との比較資料等を委員会に提出するものとする。

附則

この規約は、平成 15 年 11 月 13 日から施行する。

この規約は、平成 16 年 4 月 13 日から改訂施行する。

この規約は、平成 18 年 4 月 13 日から改訂施行する。

この規約は、平成 21 年 4 月 13 日から改訂施行する。

この規約は、平成 24 年 6 月 15 日から改訂施行する。